

学生の皆さんへ

昨日、東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県に発令されていた緊急事態宣言が拡大され、7府県が新たに緊急事態宣の対象地域に加わりました。これらの地域についても、1月7日に通知した「移動の原則禁止」の対象地域となることを周知しますので、決められた行動規範を厳守してください。

**【緊急事態宣言対象地域（11都府県）】**

東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県

また、愛媛県内の新型コロナウイルスの感染確認について、昨日までの県の発表によると、「年末年始に若い世代が友人同士で会食やドライブをしたことにより、5名の集団感染（クラスター）が発生した」とのこと。

県ではこの「友人間クラスター」に関して、「ドライブなどで長時間行動を共にすることによって感染が拡大した初めての事例」とし、特に若い世代へ回避行動をとるよう呼びかけています。

自分も感染しているかもしれないとの意識を持って、友人との行動には十分注意するよう心掛けてください。

1月9日付けで要請した次の事項を遵守するとともに、学長が皆さんに直接呼びかけた基本的な行動規範を必ず守って、特別警戒期間中（～1/26）の感染対策をしっかりと実践してください。

- 友人との会食（飲み会）については自粛すること。
- 緊急事態宣言対象地域への移動は原則禁止。それ以外の県をまたぐ移動も、やむを得ない場合を除き自粛すること。
- アルバイトについては、他者との接触の機会の多い業務など感染リスクの高いものは自粛すること。それ以外のものも体調不良時には従事しないこと。

なお、実習時のアルバイトについては、学科から連絡があった指示に従ってください。

令和3年1月14日 危機管理委員会